

# 輸出用木材こん包材消毒実施者認定通知書 [新規・継続]

平成 年 月 日

殿

一般社団法人全国植物検疫協会  
会 長

平成 年 月 日付けで輸出用木材こん包材の消毒実施者として認定申請のあった件は、下記のとおり認定したので通知します。

記

- 1 認 定 番 号 : \_\_\_\_\_
- 2 事業所等の名称 : \_\_\_\_\_
- 3 事業所等の所在地 : \_\_\_\_\_
- 4 認定の有効期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 3月31日まで

(注意事項)

- (1) 消毒庫（釜）又は自動温度記録装置の修理、更新又は移設する場合は、予め届け出ること。また、これ以外の申請書記載事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ること。
- (2) 消毒実施の都度、その実績を消毒実施・管理簿（熱処理の場合は参考様式1、くん蒸処理の場合は参考様式2）に記録し、1年間保管すること。
- (3) 四半期ごとに、消毒実績を消毒実施集計表（熱処理の場合は第15号様式、くん蒸処理の場合は第16号様式）に取りまとめ、翌月15日までに担当の地域協会に送付すること。
- (4) 消毒処理済み材と未処理材を明確に区分して保管管理すること。
- (5) 消毒処理済み材の引き渡しに際し、こん包材生産者に消毒実施報告書（熱処理の場合は第13号様式、くん蒸処理の場合は14号様式）等を発行するとともに、その報告書の写しを1年間保管すること。
- (6) 不適合な消毒処理の実施又は実地調査を適切な理由なく拒否された場合及びVIの4の(5)の報告がない若しくは虚偽の報告をした場合は、本認定を取り消すことがあること。